

11月は『ちば国保月間』です！

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように助け合う制度です。

皆さんの健康を守るための大切な制度である『国民健康保険』へのご理解と、大切な財源である『国民健康保険税』の納期内納付にご協力をお願いします。

医療費の適正化に

ご協力ください

医療費は年々増加傾向にあり、このまま医療費が増え続ければ、加入している皆さんの国民健康保険税の負担も大きくなっていきます。まずは、医療費に関心を持ち、適切な受診にご協力ください。

整骨院や接骨院での

柔道整復師が行う施術

保険診療の『対象となる場合』と『対象とならない場合』があります。施術を受ける時は、負傷原因を正確に伝え、国民健康保険が適用できるか正しく理解した上で、施術を受けましょう。

◆対象となる場合

- ・外傷性が明らかな骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷
- なお、骨折および脱臼につ

いては、緊急の手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

◆対象とならない場合

- ・日常生活からくる単なる肩こり・疲労・筋肉疲労・筋肉痛・腰痛・体調不良
- ・捻挫や打撲が治った後のマッサージ代わりの利用
- ・病氣（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛みやこり
- ・症状の改善の見られない長期の施術
- ・医師の同意のない骨折や脱臼の施術（応急処置を除く）
- ・仕事中や通勤途中に起きた負傷（労災保険適用が原則）

◆施術を受けるときの注意点

- ① 負傷原因を正しく伝えましょう
- ② 柔道整復施術療養費支給申請



- 請書の内容をよく確認し、必ず自分で記入しましょう
- ③ 領収証を必ずもらいましょう
 - ④ 治療が長引く場合は医師の診断を受けましょう

負傷原因等の受診照会に

ご協力ください

市では、医療費の適正化を図るため、対象の方に負傷原因等の受診照会を行っていただきます。日頃から受診日の記録や領収書などを保管していただき、照会があった場合はご自身で記入の上、回答にご協力をお願いします。

なお、受診照会は専門業者（株オークス）に委託して実施しています。

問合せ

国保年金課（2階）

☎(20)1503 FAX(20)1600

茂原市中小企業等事業継続支援金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者の事業継続を支援するため、茂原市中小企業等事業継続支援金を給付します。

- ◆支援金額 1事業者5万円（1事業者につき1回限り）
- ◆対象要件 次の全ての要件を満たしている必要があります。
 - ・千葉県中小企業等事業継続支援金の交付を受けていること
 - ・市内に主たる事業所を有している中小企業および個人事業主であること
- ◆申請方法 オンラインまたは郵送での受付となります。
- ◆申請期間 11月1日⑨～令和4年1月31日⑩



※本支援金事務は、受付業務を市から株JTB千葉支店に委託しています。

問合せ 商工観光課（6階） ☎(20)1528 FAX(20)1604